

市表彰式

～市政へご協力いただきありがとうございました～

市政発展への貢献や善行・社会奉仕をされた方ならびに永年にわたる技能功勞・産業振興に寄与された方々を対象に、11月20日に表彰式を開催しました。表彰を受けた方は次のとおりです(敬称略)。

▶秘書広報課 ☎ 042-460-9803

功勞表彰(2人)

氏名	職名または功績名
木村俊二	元西東京市教育委員会教育長
中江滋秀	元西東京市選挙管理委員会委員



功勞表彰

一般表彰(6人2団体)

氏名	職名または功績名	氏名	職名または功績名
太田照子	寄附	濱野雅章	西東京防火管理研究会理事
鎌田忠詞	寄附	東京みらい農業協同組合代表理事組合長 大山裕視	寄附
滝島光男	西東京市交通安全協会副会長	(株)ノジマ取締役兼代表執行役社長 野島廣司	寄附
川合眞理子	西東京市防犯協会副会長		
鶴田善徳	西東京防火管理研究会理事		



一般表彰

技能功勞者表彰(4人)

氏名	職種
山村年夫	大工
森幸雄	大工
乾美子	美容師
松原真人	人形メカニズム製作



技能功勞者表彰

第3回 にしとうきょう環境アワードの表彰式

脱炭素社会につながる環境にやさしい行動に取り組むまちづくりを進めるため、積極的に優れた環境活動を行う個人・団体・学校・事業者の方を表彰するものです。

11月10日に市民まつりのステージで表彰式を行い、受賞者には市長から表彰状と記念品が授与されました。

受賞者の一覧やその取組の詳細などは、市HPへ
▶環境保全課 ☎ 042-438-4042



市HP

受賞者一覧(敬称略)

表彰者	表彰の種類	表彰者	表彰の種類
西東京市シルバー人材センター	奨励賞	東伏見小学校PTA	奨励賞
株式会社エネスパート	奨励賞	東小学校	奨励賞
TOMOPO (共歩)	奨励賞	柳沢小学校	奨励賞
保谷第二小学校花サークル絆	奨励賞	住吉小学校	奨励賞
芝生の会	奨励賞	田無第一中学校IJ学級	奨励賞
つながる夢花だん	奨励賞	保谷中学校 家庭科部・ボランティア部	奨励賞
Cleanup & Coffee Club西東京	奨励賞	田無第三中学校 生徒会	企画賞
大森麻衣	企画賞	青嵐中で環境問題を考える(有志)	企画賞
保谷小学校	奨励賞	柳沢中学校	奨励賞
保谷第二小学校	奨励賞	花いっぱい花壇プロジェクト	奨励賞
谷戸小学校	奨励賞	保谷高等学校	奨励賞

西東京市商工業従業員表彰式

永年にわたり市内の同一事業所に勤務する従業員の方々(勤続10年41人、勤続20年21人、勤続30年7人、勤続45年1人)を対象に、表彰式を11月20日に開催しました。

☎ 西東京商工会 ☎ 042-461-4573

▶産業振興課 ☎ 042-420-2819



固定資産税の減額

▶資産税課 ☎ (田無庁舎4階・☎ 042-460-9830)

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]
□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③1戸当たりの工事費用が50万円超
□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡[※])
□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(*1)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工

事明細書・現場の写真など)と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 *1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]
□減額要件 ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 *2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談くださ

い) ③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)、または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修等に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金等の交付を受けた場合) ⑥長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)
*2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)